

# 釧路日米協会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、釧路日米協会（The America-Japan Society of Kushiro [AJSK]）と称する。

第2条 本会の事務所は釧路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会の目的は、日米両国民相互の理解を深め、文化的・経済的交流を行い、もって両国の友好関係の増進を図ることにある。

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日米両国の相互理解、親善を図るための諸会合、イベントの開催。
2. 日米両国の文化、ビジネス、経済等に関する情報の収集、研究、紹介。
3. 米国諸団体の来釧に伴い、歓迎、交流を図る。
4. その他、本会の目的を達成するために必要なすべての事業。

## 第3章 会員

第5条 本会会員は、原則として釧路出身、あるいは釧路に在住する日本国民及び米国国民とする。

第6条 本会へ入会を希望する者は随時入会申請できる。入会は理事会の承認を経て決定されるものとする。

第7条 本会会員は、次の2種とする。

1. 個人会員
2. 法人(団体を含む)会員

第8条 本会を退会希望する者、あるいは会費を滞納（1年以上）している者の退会は拒まない。ただし理事会の承認を得るものとする。

## 第4章 役員

第9条 本会には、次の役員を置き、理事会は、第4条に定める事業を行う。

1. 役員数 20名以内とし、理事 18名以内 監事 3名以内とする。
2. 会長1名、副会長3名以内、専務理事1名、会計担当理事1名は、それぞれ理事の中から、理事会で互選する。

第10条 理事及び監事は総会で決定し任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第11条 会長は総会、理事会を招集してその議長となる。会長に事故あるときは、副会長のいずれかが代理を務める。

第12条 理事会の議事は出席者（委任状提出者を含む）の過半数で決める。

## 第5章 名誉・特別・特別職

第13条 本会には、名誉・特別・最高のついでに会長、顧問、相談役、会員などの職を理事会の決議で選任し、置くことができる。

## 第6章 総会

第14条 本会は毎年1回の通常通常総会を開く。その他理事会の要請にて臨時の総会を開くことができる。

第15条 総会の議事は出席者（委任状提出者を含む）の過半数で決める。

## 第7章 会計

第16条 本会の収入は次によるものとする。

1. 会員の納入する年会費
2. 会員又はその他の者からの寄付金
3. 各種の支援事業、補助事業、委託事業などからの収入
4. その他

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。但し、会員は6月末日までに年会費を納入しなくてはならない。

第18条 理事会は、通常総会前に決算および予算を作成し、通常総会で承認を受けなければならない。

第19条 その他本規約に定めのない事項については、総会の決議によって、以下の附則に定めることができる。

## 第8章 付則

第20条 会費は個人1口5,000円1口以上、法人（団体を含む）は1口10,000円1口以上とする。複数口納入を妨げない。

第21条 本規約は、平成27年4月17日より実施する。

制定 平成27年4月17日